

報告第 13 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和7年9月1日付けで専決処分したので報告する。

令和7年 9月22日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定

理 由

令和7年7月18日に発生した草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和７年９月１日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、草刈作業中の事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

１３，２００円

2 事故の概要

令和７年７月１８日（金）午前９時ごろ吉松三丁目地内における史跡地において、史跡地の維持管理協力員が草刈作業を実施していたところ、使用していた乗用草刈機がコンクリートブロックの破片を弾き、隣接するアパート１階の窓ガラスを破損する事故が発生した。

協議の結果、当該窓ガラスの修理費用を支払うことで相手方と合意した。

3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する損害賠償保険から相手方に全額支払う。